

日本 ALS 協会長崎県支部規約

(名称)

第1条 この支部の名称を、日本 ALS 協会長崎県支部（以下「本会」という）とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局を事務局長宅（諫早市多良見町シーサイド2-205）に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は本会の趣旨に賛同し、本会の行う活動に協力するものとする。

2 本会の会員は日本 ALS 協会の会員となる。

3 本会の会員は次のとおりとする。

1) 正会員は本会の目的に賛同して入会した個人

2) 賛助会員は本会の目的に賛同し、本会の事業に賛助する個人および団体

3) 特別会員は ALS の研究治療に携わる医師、本会に功労のあった者及び学識経験者で役員会において推薦された者

(目的)

第4条 本会の目的は次のとおりとする。

2 日本 ALS 協会と密接な連携を取りながら、ALS の原因究明と治療法の早期確立を図ることに協力する。

3 患者・家族における人間としての尊厳を全うできる社会の実現を目指す。

4 患者や家族相互の密接な交流を持つ。

5 患者・家族の自立が得られるような社会援助を求める。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業（活動）を行う。

2 会員相互の交流、情報交換

3 ALS に関する啓発活動

4 地域に根ざした保健・医療・福祉のネットワーク作り

5 患者・家族への援助を目的とした関係機関への働きかけと連携

6 講演会、勉強会、相談会、交流会等の開催

7 未入会患者・家族への普及啓蒙活動

8 その他、目的を達成するために必要な活動

(役員)

第6条 本会の運営に当たって、以下の役員を置く。

名誉支部長 1名

支部長 1名

副支部長 若干名

運営委員 若干名

事務局長 1名

会計 若干名

会計監査 若干名

(役員を選出)

第7条 役員は正会員・家族及び遺族の中から総会において選出する。

但し、支部運営遂行上特別な職務経験を有する者が必要と役員会が認めた場合この限りでない。

2 支部長は患者・家族・遺族から選出する。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

2 名誉支部長は、本会の運営について、相談を受け助言をする。

3 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。

4 副支部長は、支部長を補佐し、必要によりその職務を代行する。

5 運営委員は、この会の目的達成のため分担して業務を行う。

6 事務局長は、本会の事務を統括する。

7 事務局員は、本会の運営のための会活動、諸連絡等の資料保管を行う。

8 会計は、本会の経理を行う。

9 会計監査は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後、後任者が就任するまではその職務を行う。

(代理人)

第10条 本会の事業運営を円滑に推進するために、代理人を置くことができる。

2 代理人は、支部長及び事務局長の代理とする。

3 代理人はすべての権限を行使できるものとする。

4 代理人は役員の中から選出し、役員会の承認を得るものとする。

5 代理人は支部長が任命するものとする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は役員会の決議に基づき支部長が委嘱する。

3 顧問は支部長の諮問に答え、又は意見を具申することができる。

4 任期は役員任期に準ずる。

(役員会)

第12条 役員会は、第6条の委員で構成する。

2 役員会は定期的開催し、会の運営にあたる。

3 臨時役員会は必要に応じて開催できる。

4 役員会は委任状を含め、過半数の役員出席をもって成立する。

(会議議決)

第13条 総会及び役員会等会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

2 同数の時は議長がこれを決する。

(会議の議事録)

第14条 事務局は議事録を作成し、保存しなければならない。

(総会)

第15条 総会は、本会の最高決議機関であり、次の事項を決議する。

- 1) 事業計画及び予算に関すること
 - 2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - 3) 規約の制定、改廃に関すること
 - 4) 役員の任期、解任に関すること
- 2 定例総会は、支部長が招集する。
 - 3 定例総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 4 総会等は委任状を含め、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(会費)

第16条 会費は、年1回日本ALS協会本部へ納入するものとする。

- 2 日本ALS協会長崎県支部独自の会費は徴収しない。
- 3 正会員年会費 4,000円
- 4 賛助会員年会費 個人 1口 4,000円
団体 1口 5,000円

(経費)

第17条 本会の運営に必要な経費は、日本ALS協会本部からの支部助成金、及び直接本部へ寄せられる寄付金、その他による。

(予算・決算)

第18条 本会の予算は、総会の決議により定め、決算は会計監査を経て総会の承認を受けなければならない。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、支部の運営に必要な事項は、役員会の決議を経て別に定める。

附則

この規則は平成18年4月23日から施行する。

附則

この規則は平成19年6月17日から施行する。

附則

この規則は平成21年6月29日から施行する。

附則

この規則は平成23年6月25日から施行する。

附則

この規則は平成29年6月10日から施行する。

附則

この規則は平成30年6月30日から施行する。

附則

この規則は令和元年6月15日から施行する。

附則

この規則は令和3年6月26日から施行する。